

加須市リスクマネジメント基本方針

平成 26 年 3 月策定

平成 28 年 10 月修正

平成 31 年 3 月一部改正

加 須 市

目 次

はじめに	1
1 リスクマネジメントとは	2
2 リスクマネジメントの基本的考え方	2
3 リスクの区分と対処	2
4 リスクマネジメントに係る組織体制	4
5 リスク対策	5
6 リスク対策の概略図	7

はじめに

近年では、地震、台風、洪水、豪雨、強風、竜巻などの自然災害が多発、その被害や損失も拡大し、そのたびに自治体による避難情報の伝達のあり方や対策が問題となっている。

さらに、大規模事故や大規模火災の発生のほか、新型インフルエンザなどの感染症も、ひとたび国内において発生すれば、健康被害だけでなく、社会機能や経済活動の混乱が生じることが懸念される。

こうした外部要因による災害などのほか、自治体経営に適切なマネジメントが働かず事実上の財政破綻に陥った事例や、公務員による不祥事や事務処理のミスなど行政の信頼が大きく揺らぐ現状がある。

このように、自治体経営においては、自然災害、大規模事故、感染症や自治体経営上の問題などさまざまなリスクが存在している。

また、行政を取り巻く環境の変化や課題に適切に対応していくためには、行財政改革や地方分権改革をより一層進める必要があり、これらの改革を進めるには、市民からの信頼がその基礎となる。とくに、本市においては、市民との協働によるまちづくりを目指しており、この実現には、市民からの信頼が大前提となる。

このため、職員の意識を変革し、市民の役に立つ市役所の実現を図るため、平成26年3月に「加須市リスクマネジメント基本方針」を策定した。

この基本方針では、本市の各業務を取り巻く様々なリスクに対応可能な体制を整備することとし、特に業務の効率化や法令等の遵守など、自治体経営上のリスクに着目し、職務遂行上のリスクの未然防止に努めてきた。

この度の改正にあたっては、リスク対策における継続的改善手法（PDCAサイクル）の視点を明確にするため、リスク予防・低減対策の実施に対する検証を加えることとした。日常的モニタリングにおいて、リスク予防・低減対策の浸透と実効性のある取組を確保するとともに、自己点検を通して事前に整備したリスク対策の適切性を検証することで、さらなる改善を図るものとする。

1 リスクマネジメントとは

一般的にリスクは「危険」と訳されるが、この基本方針ではリスクを「市の業務運営や行政サービスの提供に支障を生じる可能性または市民の生命、財産及び生活に被害を及ぼす可能性」と定義している。

このようなリスクに対し事前に対応策を確立していなかったために、実際に危機が発生したときの対応が遅れ被害を拡大したり、予防策を講じていなかったために防げるはずの危機が発生すれば、市民の市役所に対する信頼を失いかねない。

リスクマネジメントとは、こうした市政を取り巻くリスクを組織的に把握し、現実に関機が発生する前に必要な対策を講じるなど、危機の発生を予防・抑制するとともに、現実に発生した場合も、被害を最小限に留めることができるように組織体制や対応策を整えていく取り組みである。

2 リスクマネジメントの基本的考え方

実効性のあるリスクマネジメントに取り組むことで危機の発生防止に努め、かつ、発生時においては迅速かつ適切な対策を講じることにより危機の影響を最小に留め、市民の生命、財産及び生活の安全を守るとともに、市民の役に立つ市役所を実現する。

3 リスクの区分と対処

この基本方針は、市の業務運営や行政サービスの提供に支障を生じる可能性または市民の生命、財産及び生活に被害を及ぼす可能性があるすべてのリスクを対象とする。

市政を取り巻くリスクはさまざまであり、対象となるリスクも膨大であると推測される。そこで、リスクを次表のとおり区分して、それぞれの計画等により対処する。

カテゴリー①については、加須市地域防災計画、カテゴリー②については、加須市国民保護計画に基づくものとする。

カテゴリー③については、各課があらかじめ対策を検討し、安全対策マニュアルを作成する。

また、カテゴリー④については、各課が対策を講じるとともに、必要に応じて事務執行リスク管理マニュアルを作成し、具体的対応を定める。

＜リスクの区分と計画等＞

区分	対象	計画等
カテゴリー①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす災害、事故等 ・ 市民の生活に重大な被害を及ぼす事案 ・ 市の産業、経済等に重大な被害を及ぼす事案 (対象例) 地震、台風、大雨、強風、洪水、大規模火災、危険物等災害、放射性物質事故等災害、鉄道事故、航空機事故、大規模道路事故、電力施設災害、農作物等災害、雪害、新型インフルエンザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加須市地域防災計画
カテゴリー②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害 ・ 緊急処理事態 (対象例) 武力攻撃（ゲリラ・特殊部隊、弾道ミサイル、航空攻撃）、テロリズム（大規模集客施設等の爆破、化学剤の大量散布） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加須市国民保護計画
カテゴリー③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす災害、事故等のうち、加須市地域防災計画及び加須市国民保護計画の対象とならない事案 ・ 加須市地域防災計画及び加須市国民保護計画の対象となるもので、各計画に基づく体制に移行するまでの事案 (対象例) 公共施設等における事件・事故、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、濁水、大規模な食中毒 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策マニュアル
カテゴリー④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の有効性及び効率性に関すること ・ 財務報告の信頼性に関すること ・ 法令等の遵守に関すること ・ 資産の保全に関すること ・ その他のリスク (対象例) 意思決定プロセスの無視、不適切な予算執行、不適切な契約、職員の不祥事、不適切な事務処理、情報漏えい、不十分な資産管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務執行リスク管理マニュアル^注

注…各部が特に重要と考えるリスクについては事務執行リスク管理マニュアルを作成

4 リスクマネジメントに係る組織体制

この基本方針に係る組織体制は、市長をはじめ各実施主体がそれぞれ下表の役割を担う。

リスクマネジメントの取り組みは、特定の部門が専任あるいは主管課として行うものではなく、すべての部、すべての課が日常業務の一環として行うものである。

また、実効性を確保するため、リスクマネジメントの取り組みは、業務の最前線に立ち、業務内容を最もよく理解している各課を中心に進める。

(1) 各実施主体の役割

項目	実施内容
市長の役割	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に関する最終責任者 職員に対し、基本方針の遵守を指示
副市長の役割	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に関する最終責任者である市長を補佐
各部・局・総合支所長の役割	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の具体化状況の管理 リスクへの対応状況の管理 事務執行リスク管理マニュアル作成対象の決定 内部モニタリングの実施
各課・所・室長の役割	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針の具体化 リスクへの対応 日々の業務に関するチェック（日常的モニタリング）の実施

(2) 本部等の役割

項目	実施内容
危機対策会議の役割 ^注	<ul style="list-style-type: none"> 危機情報の収集 危機対応策の検討 その他必要な危機対策
災害対策本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> 災害予防対策の実施 災害応急対策の実施
国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処 緊急対処事態への対処
リスクマネジメント推進本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> リスク対策に関する協議・調整 危機発生時の対応策の決定

注…危機対策会議を設置後に、災害対策本部または国民保護対策本部等が開設されたときは、同本部による体制に移行して会議を閉鎖する。(加須市危機対策会議設置要綱)

5 リスク対策

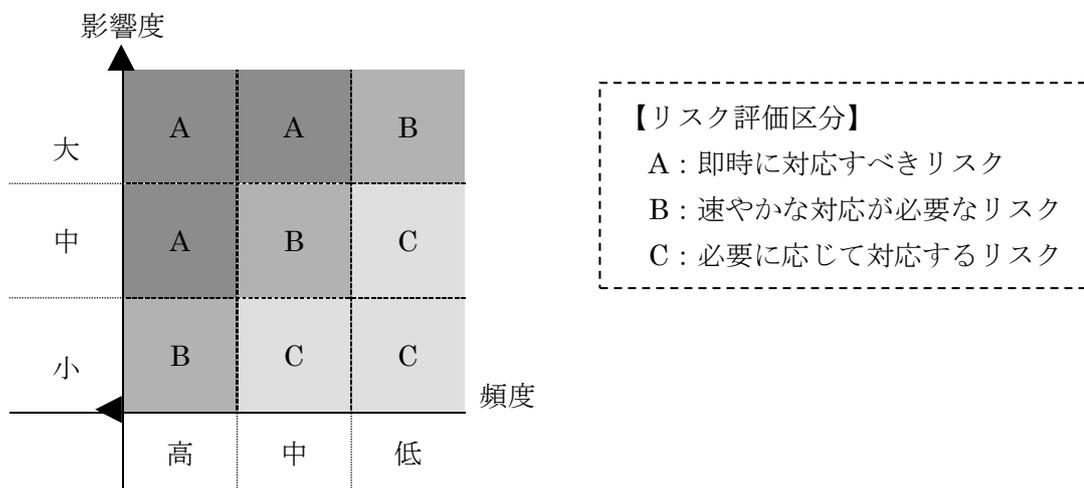
(1) 事前対策（平常時の対策）

(事前対策1 PLAN) リスクの把握・評価

自然災害、事故等の自然偶発的なリスクに加え、行財政運営上のリスク、事務事業執行上のリスク、人為的なリスクなど、さまざまなリスクが常に存在していることを認識し、日々の業務の総点検を行い、リスクを把握する。

また、各リスクについて、その影響度及び発生頻度等に応じて評価を行い、優先的に対応するリスクを特定する。

<リスク評価のイメージ>



(事前対策2 DO) リスクの予防・低減対策の実施

リスクの評価結果をもとに優先順位の高いリスクから予防・低減対策を進める。

(a) カテゴリー①及びカテゴリー②

各計画に基づき対策を進める。

(b) カテゴリー③

予防・低減対策を講じるとともに、危機発生時の対策及び事後対策を迅速・的確に実施できるよう、安全対策マニュアルを作成する。

(c) カテゴリー④

各部が特に重要と考えるリスクについては、カテゴリー③に準じて事務執行リスク管理マニュアルを作成する。

また、事務執行リスク管理マニュアルを作成しないものについても、業務プロセスの見直し、業務の「見える化」などの予防・低減対策を講じる。

(事前対策3 CHECK) リスクの予防・低減対策の検証

日常モニタリングを実施し、整備したリスクの予防・低減対策が日常業務においてもれなく実施されているか確認するとともに、その有効性を検証する。

(事前対策4 ACTION) リスクの予防・低減対策の見直し

リスクの予防・低減対策は、新たなリスクやリスクの予防・低減対策の有効性が低いと評価されたリスクへ対応するため、事前対策1から3の工程を繰り返し、必要に応じて各計画、安全対策マニュアルまたは事務執行リスク管理マニュアル等の対策を見直す。

(2) 危機発生時等の対策

近い将来に危機が発生する予兆がある場合または実際に危機が発生した場合は、各計画、安全対策マニュアルまたは事務執行リスク管理マニュアルに基づき対策を実施する。

(3) 事後対策

危機の収束後は、将来的に同様の危機が発生した場合の対応に役立てるため、危機発生や被害発生の原因の解明に努める。

また、平常時の対策、危機発生時の対策などにおける危機への対処について検証し、反省点や課題を整理し記録として取りまとめ、その結果に基づき再発防止策や改善策を検討するとともに、必要に応じて各計画、安全対策マニュアルまたは事務執行リスク管理マニュアルを見直す。

6 リスク対策の概略図

